

令和5年度
事業計画書
(種別協議会)

社会福祉法人宮崎県社会福祉協議会

目 次

1	宮崎県民生委員児童委員協議会	1
2	宮崎県市町村社協連絡協議会	2
3	宮崎県社会福祉法人経営者協議会	3
4	宮崎県老人福祉サービス協議会	4
5	宮崎県障害者支援施設協議会	6
6	宮崎県社会就労センター協議会	7
7	宮崎県知的障害者施設協議会	8
8	宮崎県児童福祉施設協議会	9
9	宮崎県地域包括・在宅介護支援センター協議会	10

1 宮崎県民生委員児童委員協議会

I 基本方針

今日、社会や家族のありようが大きく変化するなか、社会的孤立や生活困窮、引きこもり、子どもの貧困、虐待の増加など、地域住民が抱える課題が多様化・深刻化しています。

このような中、地域に根差した活動を行う我々、民生委員・児童委員には、誰もが住み慣れた地域で自分らしく暮らしていけるよう、地域住民や多様な主体が役割をもち、支え合う「地域共生社会」の実現に向け大きな期待が寄せられています。

また、令和2年以降、新型コロナウイルスの影響で、これまでと同様の民生委員・児童委員活動を行うことが難しい状況が続いています。しかし、民生委員・児童委員による活動は、コロナ禍においてもその重要性が変わるものではなく、日々変化する生活のかたちを踏まえた民生委員・児童委員活動を行うことが重要となっています。

全国の民生委員・児童委員の活動スローガンである「支えあう 住みよい社会 地域から」を胸に民生委員制度が人々の理解と信頼を得て、確固たるものとして将来に引き継がれていくよう、私たちは先達の思いを受け継ぎ、力を合わせ、さらなる取組みを進めていく必要があります。

こうした状況を踏まえ、県民児協では、関係機関や団体と連携のもと、以下の各種事業を実施します。

II 会の運営

評議員会、理事会、正副会長会、監査、特別委員会

III 事業

- 1 研修事業 2本、大会事業 1本
- 2 単位民児協活動強化指定事業の実施
- 3 ブロック別研修会の実施
- 4 地区学習会の推進（全単位民児協）
- 5 郡民児協への助成
- 6 社会福祉協議会等関係機関・団体との連携した福祉活動の推進
- 7 広報啓発事業（ホームページの運営）
- 8 人権擁護と民生委員・児童委員活動についての理解促進
- 9 県社協、市町村行政・社協との連携及び全国共通事業の推進
- 10 物故民生委員児童委員合同追悼式の開催

2 宮崎県市町村社協連絡協議会

I 基本方針

1 包括的な支援体制の構築の推進

地域共生社会の実現に向けて、市町村における包括的な支援体制の構築に取り組み、市町村行政や地域住民、民生委員児童委員、社会福祉法人・福祉施設等との協働により地域福祉の一層の推進を図る。

2 市町村社協における経営（組織・事業）基盤の強化

「市区町村社協経営指針」第2次改定（令和2年7月）で示された、社協経営の方向性や取組内容（連携・協働の場としての役割発揮、部門間の相互連携、広域連携等）を踏まえ、人材の確保・育成、介護サービス経営、感染症対策等、社協経営上の課題への対応と基盤の強化を図る。

3 災害に備えた体制整備

本県で災害が発生した場合に迅速に対応できる体制整備を図るため、市町村社協やブロック社協間における災害ボランティアセンターの設置・運営に関する取組を進めるとともに、災害に強い平時からの地域づくりのために、行政、地域住民、NPO 等との連携協働を図る。

II 会の運営

総会、理事会、正副会長会、監査、委員会

III 事業

1 研修事業 2本

2 総合企画委員会実施事業

- (1) 市町村社協連絡協議会実施事業の企画立案
- (2) 「市区町村社協経営指針」に基づく経営チェックリストの実施と課題への対応
- (3) 市町村社協活動便覧の作成及び情報公開（県社協ホームページでの掲載）
- (4) 市町村社協職員育成チェックリストの普及・活用支援

3 災害支援プロジェクトチーム実施事業

- (1) 市町村社協における災害ボランティアセンター設置・運営マニュアルの見直し支援
- (2) 市町村社協又はブロック社協間における災害ボランティアセンター設置・運営訓練の支援
- (3) 災害時における災害ボランティアセンターの設置・運営に係る立ち上げ及び運営支援
- (4) 宮崎県災害支援リーダー育成事業への参加

4 市町村社協間における活動の充実・強化

5 大規模災害における対応

3 宮崎県社会福祉法人経営者協議会

I 基本方針

社会福祉法人制度が創設されて70年余、社会経済状況や人々の価値観・ライフスタイルが大きく変化するとともに、新型コロナウイルス感染症や度重なる大規模災害の発生により、感染症や災害への対応力の強化が求められている。

また、処遇改善を図るための公的価格の見直し、2040年問題に向けた人材確保や事業のあり方など、社会福祉法人をとりまく課題は山積している一方、社会福祉法人は持続可能な経営戦略を構築し、これまで以上に地域における様々な生活・福祉課題に積極的に対応することで、本来的使命を果たしていくことが求められている。

そこで本会では、全国社会福祉法人経営者協議会や本県の他種別協議会、関係団体等との連携強化に努めながら、社会福祉法人が実施する事業の経営の安定化・効率化等を推進するとともに、高い公益性と使命を生かし、社会の信託に応えていくことを目的に以下の事業を展開する。

II 会の運営

総会、理事会、正副会長会、監査、制度政策委員会(仮称)

III 事業

- 1 研修事業4本
- 2 経営支援等への取組
- 3 地域における公益的な取組の推進、みやざき安心セーフティネット事業の推進
- 4 災害支援体制の整理
- 5 信頼性の高い経営に向けた行動規範実践の推進
- 6 制度改善活動(社会福祉予算確保対策)の推進
- 7 組織の強化
- 8 全国経営協等との連携強化

(宮崎県社会福祉法人経営青年会)

I 基本方針

- 1 県会員及び全国会員の加入促進を図る。
- 2 会員の資質向上を促し、次世代リーダーを育成する機能の一層の拡充を図る。
- 3 社会福祉法人制度を中心とした各種制度・政策についての研究・提言を進める。
- 4 宮崎県社会福祉法人経営者協議会との連携・協力を行う。

II 会の運営

総会、役員会、研修委員会

III 事業

- 1 研修会1本

4 宮崎県老人福祉サービス協議会

I 基本方針

近年、少子高齢化の進行に伴い、高齢者世帯の割合が4割を超え、単身で生活する高齢者がますます増えることが予想されている2040年を見据えて、地域共生社会の実現へ向けた取組が推進されている中、地域包括ケアシステムの一翼を担う社会福祉施設・事業所の役割は大変重要なものとなっています。

また、高齢者福祉・介護分野における人材確保はますます厳しくなり、サービスの需要と供給のバランスや財政的にも従来のみでは見通しが立ちにくくなる中、介護ロボット・ICTの推進や外国人介護人材の受入れも進展が見られています。

加えて、長期化する全国的な新型コロナウイルスの感染拡大に対して、ご利用者、ご家族と職員やその家族、地域と施設・事業所の関わり方の変化、感染対策を講じながらの福祉サービスの継続やクラスターへの対応など、with コロナ、after コロナにおける新たな福祉サービスを展開していく時期を迎えています。

こうした状況の下、主として県内の社会福祉法人及び地方公共団体が経営する高齢者福祉施設・事業所の約400近くの会員で構成している本協議会が、日々、高齢者福祉を担う中で、来るべき将来を見据えた環境整備や人材育成、また、現場の実情を踏まえた提言について、国や県・市町村、そして社会へ積極的に発信していく役割が求められています。

このような状況を踏まえ、本協議会においては、①老人福祉・介護保険事業の経営の質の向上、②情報収集・提供・提言機能の強化、③老人福祉・介護の質と専門性の向上・諸課題への対応、④老人福祉施設事業の推進、⑤在宅福祉事業の推進、⑥関係機関・団体との連携、を事業推進課題と捉え、以下の事業を推進します。

II 会の運営

総会、理事会、拡大正副会長会議、各部会幹事会・委員会

III 事業

1 老人福祉・介護保険事業の経営の質の向上

(1) 組織活性化委員会

本会組織の活性化にかかる調査研究・提言

(2) 次世代委員会

今後の老人福祉と介護事業を担うリーダーとなる人材育成、会員間の人的なネットワークの構築、介護現場の革新

2 老人福祉・介護に関する情報収集・提供・提言機能の強化

広報委員会／老サ協アプリの開発、広報・啓発活動、介護フォトコンテストの開催

3 老人福祉・介護の質と専門性の向上・諸課題への対応

(1) 調査研究・研修委員会

老人福祉・介護保険事業における適正かつ効率的なサービスの提供に向けた諸課題の把握と対応、介護ロボット・ICTの普及促進、令和5年度宮崎県老人福祉サービス研究大会（第22回）の開催、九州老人福祉施設職員研究大会実行委員会への協力

(2) 災害対策委員会

宮崎県社会福祉施設災害時相互応援協定の運営、施設法人の災害対応力の向上、宮崎県災害福祉支援ネットワークへの協力

(3) 外国人労働者受入対策委員会

県内外の状況把握、会員間相互連携の検討、県及び関係団体との連携

- 4 老人福祉施設事業の推進<特養部会、養護部会、軽費・ケアハウス部会>
調査、提言機能の強化検討、研修会開催、広報活動 等
- 5 在宅福祉事業の推進<通所介護部会、訪問介護部会、居宅介護支援部会>
諸課題の把握と対応、研修会開催 等
- 6 特定課題への対応<特別委員会の設置>
令和6年度九州老人福祉施設職員研究大会（宮崎大会）の企画

5 宮崎県障害者支援施設協議会

I 基本方針

令和4年12月、障害者総合支援法等一部改正法が成立し、地域生活や就労支援体制の充実に向け基盤整備を推進することが示された。

また、権利擁護の推進、虐待防止に努め、利用者主体のさらなる福祉の増進に向けた取組を進めるため、利用者一人ひとりに合わせた安心・安全な環境構築に努めるとともに、関係機関との連携を図り、サービスの質の確保・向上に努めなければならない。

そこで本協議会では、安定した施設経営へ向けた人材養成研修の充実や迅速な情報提供を行うことを基本方針と定め、さらなる専門性の向上に努めるとともに、利用者の希望や自己決定の尊重に配慮した個別支援の確立を目指すべく、以下の事業を展開する。

II 会の運営

総会、役員会、施設長会、監査

III 事業

1 会議

総務委員会、事務長会議、支援課長会議、第50回九州障害者支援施設研究大会実行委員会

2 研修

研修会1本

3 第50回九州障害者支援施設研究大会 2月

4 宮崎県社会福祉施設等災害時相互応援協定による応援体制の整理

5 宮崎県災害福祉支援ネットワーク協議会への参画

6 社会福祉予算確保対策活動の展開

6 宮崎県社会就労センター協議会

現在、障害者総合支援法改正法施行後3年の見直しについて議論が進められており、多様なニーズに応じた就労の促進や質の高いサービス提供の実現等、支援体制の充実・整備が求められている。

また、コロナ禍における工賃向上への取組や利用者の就労の場の安定的な確保を図り、「働く・くらす」を支えることが重要となっている。

このような中、本会においては、障害者施策の動向を把握し、迅速に情報提供を行うとともに、障害特性に応じた支援体制の構築やより質の高いサービスの提供、職員の資質向上等に努め、会員施設間の連携強化を図る必要がある。

以上のような観点から、以下の事業を推進する。

I 基本方針

- 1 障害者総合支援法等の諸制度に関わる情報の提供
- 2 障害者優先調達推進法を活用した官公需及び民需への推進
- 3 「共同受注窓口組織」の設置検討
- 4 研修をとおしての各職員のスキルアップと情報交換
- 5 他機関との連携による販売促進事業
- 6 全国・九州社会就労センター協議会並びに関係団体との連携強化
- 7 災害時に備えた防災対策の取り組みについて

II 会の運営

総会、理事会、正副会長会、監査、企画委員会

III 事業

- 1 研修会等
研修会3本、ブロック別会議・研修会
- 2 販売促進等
福祉バザールわくわく市(年5回)、SELP自動販売機の設置促進・売上促進、会員施設製品の販売促進、他県が開催する全国ナイスハートバザールへの参加
- 3 宮崎県社会福祉施設等災害時相互応援協定による応援体制の整理
- 4 宮崎県災害福祉支援ネットワーク協議会への参画
- 5 予算確保対策運動の推進

7 宮崎県知的障害者施設協議会

I 基本方針

現在、障害者総合支援法改正法施行後3年の見直しに向けた検討が進められており、それらの動向を注視していくとともに、実情に即した内容となるよう関係機関と連携を図り、政策要望活動を行っていかねばならない。

また、新型コロナウイルス感染症の影響が長引く中で、施設及び事業所には安定的・継続的なサービス提供を行うことが求められている。

このような中において本会では、利用者の権利擁護を柱に据え、安心・安全な生活を提供すべく、虐待の防止や職員の資質向上に努めながら、部会活動の支援や支援スタッフの組織力の向上、施設間連携の強化に向け、以下のとおり事業を展開する。

II 会の運営

総会、理事会、正副会長会、監査、各種部会

III 事業

1 研修会

研修会3本、部会別研修、児童相談所管内施設職員研修会（経費助成）

2 九州地区知的関係施設長等研究大会 10月5日（木）～6日（金）

3 調査研究及び情報の提供

日本福祉協会実施の実態調査への協力及び報告書の発行、「さぼーと宮崎（No.30）」の発行、日本福祉協会「さぼーと」の普及啓発、制度改正等に関わる情報の提供

4 施設間交流の促進（支援スタッフ部会で計画・実施）

成人施設親善球技大会、児童施設親善球技大会、成人施設交流レクリエーション（県内4地区）

5 施設等の個別課題への取組支援（部会活動の促進支援）

児童発達支援部会、障害者支援施設部会、日中活動支援部会、生産活動・就労支援部会、地域支援部会、相談支援部会、支援スタッフ部会

6 福利厚生

施設職員交流レクリエーション、表彰関係

7 社会福祉予算確保対策運動の取組

8 災害支援体制の構築

宮崎県社会福祉施設等災害時相互応援協定による応援体制の整理、宮崎県災害福祉支援ネットワーク協議会への参画

8 宮崎県児童福祉施設協議会

I 事業方針

昨年の民法改正による成人年齢の引き下げ、また、今年4月には子ども家庭庁の創設、さらに来年4月には、児童福祉法の一部改正と、社会的養護を取り巻く情勢は大きな変革期を迎え、そのうねりの真只中にある。

我が県の児童福祉施設も、子どもの一時保護や新規措置の受け入れや地域支援のニーズが常にひっ迫した状況にある。子どもの安心安全な育ちを保障するため時代の変化に適合しつつ、多様な福祉問題に対応できる体制整備と、そのための人材確保、人材育成が喫緊の課題となっている。

本会においても、社会的養育を必要とする子どもの最善の利益の実現のため、関係機関と連携を図り、各種研修や大会の実施、迅速な情報提供を行うことを目的に、以下の事業を展開する。

II 会の運営

総会、役員会、正副会長会議、施設長会、監査、各種専門委員会

III 事業

1 専門委員会

研修委員会、調査研究委員会、家庭支援専門委員会、里親支援専門委員会、心理士委員会

2 会議

宮崎県との意見交換会、児童福祉施設関係行政説明会

3 研修会 3本

4 第66回九州地区児童福祉施設球技大会(宮崎大会) 8月18日(金)～20日(日)

5 大会

児童福祉施設球技大会(ソフトボール、野球、バレーボール)、児童福祉施設交流駅伝・持久走大会

6 宮崎県社会福祉施設等災害時相互応援協定への協力

7 宮崎県災害福祉支援ネットワーク協議会への参画

9 宮崎県地域包括・在宅介護支援センター協議会

人口減少と超少子高齢化に直面するわが国においては、地域の課題も多種多様化、複雑化しており、高齢者のみならず多世代にわたる地域課題の解決が求められ、誰もが安心して暮らすことができるよう、全体が抱える課題を一体的にとらえ、地域において切れ目のない支援体制を構築することが重要となっている。

このような中、地域包括支援センター、在宅介護支援センターは地域包括ケアシステムの中核として機能と役割が更に期待されているところである。

本会においては、制度改正に伴う各種情報の収集や、各関係機関・団体等との連携をより一層強め、地域包括ケア体制の更なる推進を図るため、以下の事業を積極的に推進する。

I 事業方針

- 1 介護保険諸制度に関わる情報の提供を行う。
- 2 本県における地域包括支援センター・在宅介護支援センターの動向や課題についての調査・研究協議を行う。
- 3 各種研修をとおして、職員のスキルアップを図るとともに、情報交換を積極的に行う。
- 4 関係機関とのネットワーク構築の推進を図る。
- 5 全国及び九州ブロック地域包括・在宅介護支援センター協議会との連携・強化を図る。

II 会の運営

総会、理事会、正副会長会、監査、支援センター推進委員会

III 事業

- 1 研修会 2 本、ブロック別研修、管理者向けセミナー
- 2 支援センター推進委員会活動
- 3 情報提供事業
- 4 災害支援体制の構築
宮崎県災害福祉支援ネットワーク協議会への参画